

テレビ付き賃貸の入居者は放送法 64 条 1 項の「受信設備を設置した者」に当たるとされた事例

【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 平成 29 年 5 月 31 日
【事件番号】 平成 28 年（ネ）第 5233 号
【事件名】 不当利得返還等請求事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 放送法 64 条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25448736

事実の概要

Xは、レオパレスが賃貸する家具家電付き賃貸物件（本件物件）に入居し、Y（NHK）との間で放送受信契約を締結して1か月分の受信料（1,310円）を支払った。本件では、Xが勤務先（株式会社A）から指定されて本件物件に入居した時には既にテレビ（本件受信機）が設置されていた。そこで、Xは、①本件物件に本件受信機を設置したのはXではなく本件物件のオーナーであるから、放送法（以下、「法」という）64条1項所定の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に当たらず、Xが本件物件に滞在していた期間について、Yとの間で受信契約を締結する法律上の義務はなく、受信料の支払義務もない、②本件受信契約は、同項所定の受信契約の締結義務者でないXが締結したものであり、当事者間でこれと異なる合意をすることを禁止する強行規定である同項の公序に反しているから法律上無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、受信料及び法定利息の支払いを求めた。

原審（東京地判平 28・10・27 消費者法ニュース 110号 268頁）は、Xの請求を一部（法定利息を除く受信料相当額のみ）認容した。原審は、『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者』は、Xの入居以前に本件物件に本件受信機を据え付ける私法上の権原を有すると考えられる本件物件のオーナー又はレオパレスであることが推認されるところであり、少なくとも本件物件に本件受信機を据え付けたのはXでないことは明らかである。そうすると、Xは、法64条1項所定の『協会の放送を受信することのできる受信設備

を設置した者』ということができない」とした。そのうえで、「法所定とは異なる内容の合意を自由に個々の国民との間で締結することをYに許容すれば、受信契約及び受信料の仕組みは、その趣旨目的を達成することができなくなってしまう」から「法64条1項は、当事者間でこれと異なる合意をすることを禁止する強行規定であり、「本件受信契約は、法64条1項の要件を充足しない者との間で締結されたものであって同項に反するものであり、公序に反する法律行為として無効である」と判示した。もっとも、本件ではYが不当利得について悪意の受益者であるというべき事情は認められないから、法定利息の返還義務は負わないとされた。これに対し、Yが控訴した。

判決の要旨

本判決は、Xの請求を棄却した。その理由は、次の通りである。

1 「受信設備を設置した者」の解釈

「放送法は、同項の『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者』について定義規定を置いておらず、民法その他の法律にも定義規定はない。そうすると、『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者』は放送法固有の概念であるから、その意義を解釈するに当たっては、同項の文言だけでなく、その立法趣旨も併せて考慮することが可能であり、かつ適切である。

同項が放送受信契約の締結義務を定めたのは、Yがあまねく全国に豊かでかつ良い放送番組を提供するために設立された公共的機関であり言論報

道機関であり、その使命を果たすためにはYの財産的基礎を確保することが必要不可欠であるところ、Yの財産的基礎を税収に委ねた場合には番組編集に国の影響が及ぶことが避けられず、他方、広告収入に委ねた場合には広告主の影響が及ぶことが避けられないことから、特殊な負担金である受信料制度を採用して国民に直接費用負担を求める趣旨に出たものと解される。

このような同項の文言及び趣旨に照らせば、『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者』とは、受信設備を物理的に設置した者だけでなく、その者から権利の譲渡を受けたり承諾を得たりして、受信設備を占有使用して放送を受信することができる状態にある者も含まれると解される。

すなわち、上述した同項の趣旨に照らせば、『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者』とは、本来、Yが直接費用負担を求めるだけの実質的な関係を有する者、すなわち受信設備により放送を受信することができる状態にある者であることを要し、かつ、それで足りると解される。

……仮に、『受信設備を設置した者』に受信設備を物理的に設置した者以外は含まれないと解した場合には、住居がテレビ付きで売却される場合のように、物理的・客観的な状態が変わらないけれども放送受信契約を負う者が交代する事態の説明に窮する。また、上記解釈では、いったんテレビが据え付けられたからには、物理的・客観的にテレビが撤去されない限り、最初に放送受信契約締結義務を負った者がいつまでも義務を負うこととなるが、これでは直接費用負担を求めるだけの実質的な関係がなくなった者にまで受信料の負担を負わせることになって、同項の趣旨に反し、相当でない。

……Xは、所有者又はレオパレスによって設置されたテレビジョン受信機付きの本件物件を、レオパレスから借りたAの指定を受けて、これを占有使用して、Yの放送を受信し得る状況を享受する者であるから、設置者の承諾を得て受信設備を占有使用して放送を受信することができる状態にある者であり、放送法64条1項の『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者』に該当する。」（下線筆者）

2 課税要件明確主義との関係

「Xは、放送法64条1項の『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者』とは文言どおり受信設備を物理的に設置した者を指すとし、受信機を占有・管理している者も同項に該当すると解釈したり、同項の意義について複数の解釈をしたりするのは、文言からかけ離れた恣意的な解釈であり、課税要件明確主義に反すると主張する。……このように解することは、同項の趣旨に合致した合理的な解釈である上、文言解釈としても可能であって、文言解釈からかけ離れた恣意的な解釈ではない。

なお、上記解釈は、受信料は課税ではないから課税要件明確主義に反しない……。」

3 受信機の処分権との関係

「Xは、当審において、本件物件のテレビの処分権を有さず、このような者に対して受信契約締結義務を課すのであれば、放送法64条1項は憲法13条、19条及び29条に反して無効であると主張する。Xの上記主張は、放送法64条1項にいう『受信設備を設置した者』がテレビジョン受信機の所有者を指すと解した上での立論であると解される。

しかし、前述したとおり、同項にいう『受信設備を設置した者』は……テレビジョン受信機の所有関係とは直接の関係がないものである。したがって、Xの上記主張は、その前提となる同項の解釈において失当であって、採用することができない。」

判例の解説

一 本判決の特徴

放送法64条1項は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と規定している。本判決は、テレビ付き賃貸の入居者は同項の「受信設備を設置した者」に当たるとした初めての裁判例である。

従来、契約の強制的締結が認められるのかという観点から、同項の私法上の効果をいかに解するのが争われてきた（裁判例は、契約の強制的締結を肯定している）。本判決は、「受信設備を設置した者」という同項の要件を満たしているのかが争われている点に特徴がある¹⁾（なお、他にも、要件面については、ワンセグ放送を受信可能な携帯電話

の「携帯」は同項の「設置」に当たるかという点が争われている²⁾。

二 「受信設備を設置した者」の解釈

——判決の要旨 1

1 本判決の構成

本判決は、まず、放送法 64 条 1 項の趣旨を確認している。あまねく全国に豊かでかつ良い放送番組を提供するために設立された公共的機関・言論報道機関である Y の財産的基礎を確保することが必要不可欠であり、同項は特殊な負担金である受信料制度を採用して国民に直接費用負担を求める趣旨に出たものと判示している。次に、同項の趣旨から「受信設備を設置した者」の解釈をしており、「受信設備を物理的に設置した者からその権利の譲渡を受けたり承諾を得たりして、これを占有使用して放送を受信することができる状態にある者も、受信設備により Y の放送を受信することができる状態にある者であり、Y が直接費用負担を求めるだけの実質的な関係がある」という。

2 本判決の評価

放送法 64 条 1 項は、「受信設備を設置した者」に受信契約の締結義務を負わせている。契約の強制的締結に関する裁判例のなかで、同項は受信設備を設置するか否かを自由に判断できることを前提とした規定である旨を判示したものがある。東京地判平 28・1・29 公刊物未登載 (LEX/DB25533460)³⁾ は、「放送法 64 条 1 項は、受信設備設置者に対する契約締結義務を規定したにすぎず、かかる設備を設置せず契約をしない自由は確保されているから、契約の自由の制約はない」という。

本件では、X は受信設備を設置するか否かを自由に判断することができない。入居時点で家具家電のひとつとしてテレビも付随してついでくるのが通例であり、物件のオーナーまたはレオパレスに対してテレビを撤去してもらうことはできないからである⁴⁾。

それのみならず、X は受信契約締結後に契約を解約するか否かを自由に判断することもできない。日本放送協会放送受信規約 9 条は、「放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったとき」に受信契約を解約することができる旨を定めている。しかし、X は、受信設備を物理的に設置した者から

受信機を廃止する地位を承継しているわけではないため、受信機を廃止したうえで Y に対する受信契約を解約することもできない。

以上のように、X の地位は、「受信設備を設置した者」の典型例である物理的な設置者の地位とは根本部分を異にしている。受信設備を物理的に設置した者からその権利の譲渡を受けた場合には、物理的な設置者の地位を承継するから、「実質的な関係を有する者」と評価することができる。これに対して、受信設備を物理的に設置した者から承諾を得たにすぎない X には、受信機を使用することができるにすぎず、受信機を廃止することはできないという点で、物理的な設置者であれば本来的に有しているはずの処分権が付与されていない。X の地位と物理的な設置者の地位が大きく異なっていることを踏まえれば、X を「実質的な関係を有する者」と解して「受信設備を設置した者」に当たるとするのは相当ではない。本判決は放送法 64 条 1 項の趣旨を強調しているところ、物件のオーナーまたはレオパレスに受信契約の締結を求めれば同様の結果を得られるので、X を「受信設備を設置した者」に当たらないと評価したとしても放送法の趣旨に反することになるわけではない。

また、本判決が用いる占有使用という概念は不明確である。ホテルの場合、ホテルが受信契約を締結することとなっているところ、ホテルで 1 か月以上連泊する場合、宿泊者は「受信設備を設置した者」に当たるのか、いかなる占有使用の継続であれば「実質的な関係を有する者」と評価されるのかは明らかではない。

なお、本判決は、「受信設備を設置した者」に受信設備を物理的に設置した者以外は含まれないと解すれば、住居がテレビ付きで売却された場合に、「いったんテレビが据え付けられたからには、物理的・客観的にテレビが撤去されない限り、最初に受信契約締結義務を負った者がいつまでも義務を負うこととなる」点に問題がある旨述べている。しかし、本判決の指摘は妥当でない。受信機を廃止することのできる地位に着目して「受信設備を設置した者」が誰かを判断すれば本判決のいう問題は生じないからである。すなわち、住居がテレビ付きで売却された場合に、最初に受信契約締結義務を負った者は受信機を廃止することのできる地位を失った時点で「受信設備を設置した者」

ではなく、住居購入者を「受信設備を設置した者」と解すれば足りるのであろう。

三 課税要件明確主義との関係

——判決の要旨2

本判決は、受信料は課税ではないから課税要件明確主義に反しないと判示した。Xが課税要件明確主義に反するという主張を展開したのは、この点を前面に押し出したさいたま地判平28・8・26判時2309号48頁の論理を参考にしたからだと考えられる。同判決は、ワンセグ放送を受信可能な携帯電話を「携帯」する場合に、「設置」という放送法64条1項の要件を満たさないと、ワンセグ所有者の受信契約締結義務を否定した。同判決は、「受信料は……形式的には憲法84条の『租税』には当たらない。しかし、……受信料の徴収権を有するYは、国家機関に準じた性格を有するといえるから、放送法64条1項により課される放送受信契約締結義務及び受信料の負担については、憲法84条（租税法律主義）及び財政法3条の趣旨が及ぶ国権に基づく課徴金等ないしこれに準ずるものと解するのが相当であり、その要件が明確に定められていることを要すると解するのが相当である。……課税要件明確主義の立場からは、一層、同一文言の解釈について一貫性が要求される」と判示した。

Xの主張の主眼は、課税要件明確主義の論理が同項の解釈にも及ぶと解することにより、要件の明確性が求められることを強調することであった。同項の解釈の際に課税要件明確主義の要請を踏まえるべきか否かは検討の要するところであるが、本件は、課税要件明確主義を持ち出さなくても、「受信設備を設置した者」の解釈で解決できる事案である。

四 受信機の処分権との関係

——判決の要旨3

Xは、本件物件のテレビの処分権を有さず、このような者に対して受信契約締結義務を課するのであれば、放送法64条1項は憲法13条、19条及び29条に反して無効であると主張した。これに対して、本判決は、Xの主張につき、同項にいう「受信設備を設置した者」が受信機の所有者を指すと解した上での立論であるとしたうえで、同項にいう「受信設備を設置した者」は受信機の所有関係

とは直接の関係がないものであるとして退けた。

同項にいう「受信設備を設置した者」が受信機の所有者を指すと解した上での立論であるとした本判決の論拠は明らかではない。受信機の処分権を有するか否かという点は、「受信設備を設置した者」に当たるかを判断するにあたり考慮に入れない視点である。それにもかかわらず、受信機の処分権に着目していない点に根本的な問題がある。

五 結語

以上の検討によれば、Xの入居以前に本件物件に本件受信機を据え付ける私法上の権原を有している本件物件のオーナーまたはレオパレスが「受信設備を設置した者」であり、Xはそれに当たらないと解するのが妥当である。原審は、本件契約について、強行規定である放送法64条1項の要件を充足しない者との間で締結されたものであって同項に反するものであり、公序に反する法律行為として無効であると判断した。このように、原審は、強行規定違反に基づく無効という構成を用いたが、自己が「受信設備を設置した者」に当たり契約締結義務の対象であるとXが錯誤に陥っていたことを理由として本件契約を無効とする構成を用いることも考えられる。

●——注

- 1) 本件については、レオパレス・オーナー・A・Xのいずれが受信料を負担するのか、当事者間の契約内容にいかにか解するのも問題となり得るところであるが、紙幅の制約上、本判決の判示内容に即した検討を行うにとどめる。
- 2) さいたま地判平28・8・26判時2309号48頁（設置に当たらないと判断）、水戸地判平29・5・25公判物未登載（LEX/DB25448703）（設置に当たると判断）。
- 3) 同趣旨を述べるものとして、東京地判平25・6・21公判物未登載（LEX/DB25513593）、東京地判平27・6・5公判物未登載（LEX/DB25530634）等がある。
- 4) レオパレスのHPには、「備品のテレビを引き上げいただくことはできますか？」との質問に対して、「お部屋に設置してある備品の撤去・引上げは致しておりません。恐れ入りますが、お部屋にて保管をお願いします。」との回答が掲載されている（http://leopalace21.custhelp.com/app/answers/detail/a_id/214/related/1（2017年9月19日閲覧））。